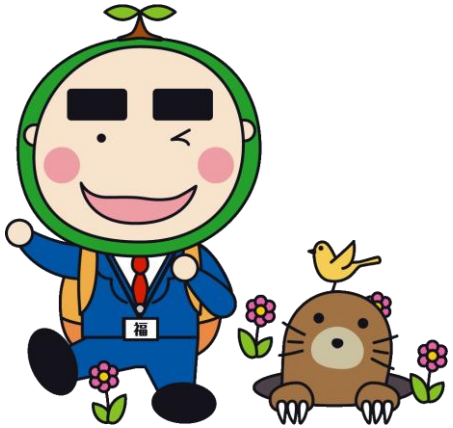
伊賀市居住支援協議会(総会)
令和8年7月15日(水)

稲沢市社協が取り組む居住支援

～　できることから一歩ずつ　～



稲沢市社協
ﾏｽｺｯﾄｷｬﾗｸﾀｰ　福ちゃん

愛知県　稲沢市社会福祉協議会
福祉総合相談窓口
居住支援担当　北上・柴田

はじめに



『住まいに関する相談』

って聞いて、何を思い浮かべますか？

もくじ

スライド番号	内容
4～	稲沢市の概要 稲沢市の居住支援のまとめ
10～	居住支援のあゆみ P.11　準備期（H29～R2） P.14　模索期（R3） P.23　実践期（R4） R.25　発展期（R5） P.36　基盤固め期（R6） P.43　充電期（R7） P.48（R8）
49	課題と展望

稲沢市の概要

- 愛知県の北西部　濃尾平野の中央に位置
- 面積：79.35㎢
- 人口：132,162人（世帯数：57,894）（令和8年4月）
- 高齢化率：28.5％（高齢者世帯：7,330）（令和8年4月）



稲沢市の住宅・土地事情

- 全体の40％が農地
- 市街化調整区域　88.7（令和7年4月）
- 市街化区域　11.3％（令和7年4月）
- 公営住宅の状況
 ・市営住宅　3団地　388戸（空き76戸）（令和8年3月）
 ・県営住宅　3団地　1335戸（空き305戸）（令和8年4月）

市民の6割が調整区域に居住

ただし、使用できる部屋は数戸

- 住宅総数　57,650戸（令和5年）
- 空き家　6,620戸（令和5年）
- 空き家率　11.5％（令和5年）

※土地家屋統計調査より

43.1%が賃貸用住宅

稲沢市　福祉の拠点　ワンストップ相談

市　民・区　長・民生委員　等

（困窮）
学校・病院・
社会福祉法人　等

（子育て）
子育て世帯包括支援ｾﾝﾀｰ
要保護児童対策協議会
等

（介護）
地域包括支援ｾﾝﾀｰ
認知症初期集中支援
等

（障がい）
相談支援事業所
就労移行支援事業所
等

（住まい）
不動産会社・大家
家賃債務保証会社　等

福祉事務所
（稲沢市　福祉課）

連携

福祉総合相談窓口
（生活困窮・多機関）

基幹型
地域包括

基幹相談
支援ｾﾝﾀｰ

成年後見
ｾﾝﾀｰ

生活支援
ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

社会福祉協議会

福祉の拠点
稲沢市役所　東庁舎

誰からでも、どこからでも
適切な支援機関に繋がる体制





稲沢市(社協)の居住支援体制　※今年度、協議会設立予定です！

活動内容　※居住支援協議会設立の手引きを参考に作成



土台づくり

〇意見交換会の開催　（年2回）

〇勉強会(研修)の開催　（年1～2回）

仕組みづくり

〇重層的支援体制整備事業(多機関協働事業・参加支援)をベースに体制づくり
　ケース検討や支援機関の連携調整を実施。

資源づくり（社協事業）

〇『協力不動産店　登録制度』を実施　：　円滑な物件情報の収集及び提供を行う。

〇緊急連絡先の提供　：　賃貸借契約時に必要な緊急連絡先を社協が担う。

〇IOTによる見守り　：　テラシテRの利用促し

土台づくり

意見交換会の開催 （年2回）

※令和3年度から毎年開催

【協議内容例】

◆ 家探しの連携体制について協議
「情報共有シート」の内容精査、連携方法など

◆ 福祉分野が家探しにおいて抱える課題の
共有及び解決に向けた協議
ex.精神障がい者、身寄りのない高齢者

◆ 不動産会社が抱える課題を共有

◆ 勉強会の内容の検討

勉強会（研修）の開催 （年1～2回）

【これまで取り上げたテーマ】

◆ 居住支援とは何か
（福祉向け、不動産事業者向け、行政向け）

◆ 身寄りのない方の居住支援

◆ 不動産会社が入居を拒む理由

【対象】

市内支援機関（地域包括、障害相談、ケアマネ等）、
協力不動産店、行政、社協　など

仕組みづくり　重層的支援体制整備事業（多機関協働事業・参加支援）ベースに体制づくり

ケース検討や支援機関の連携調整

STEP1

定例月1回＋適宜

ブラッシュアップ会議

社協の専門職員のみで構成（8名）

複雑・複合課題のときほぐし、支援方針の検討、役割分担、不足する社会資源を検討する場

STEP2

定例月1回＋適宜

対策支援チーム会議

市職員と社協職員で構成（9名）
＋各ケースの支援機関（必要に応じて）
※ケースにより建築課も召集

ﾌﾞﾗｯｼｭｱｯﾌﾟ会議で検討した支援方針等を、市役所の専門職を交えた多角的な視点からさらに検討する会議

STEP3

定例月1回

支援調整会議
重層的支援会議

市の管理職と社協職員、ﾊﾛｰﾜｰｸで構成（13名）

稲沢市として世帯全体の支援方針（支援ﾌﾟﾗﾝ）及びｻｰﾋﾞｽの決定、役割分担の明確化、今後稲沢市に必要な社会資源や支援の仕組みを検討する会議

市：福祉課（生活保護担当者・生活困窮・重層担当者）、子育て支援課、保育課、健康推進課

資源づくりの現状 （社協事業）

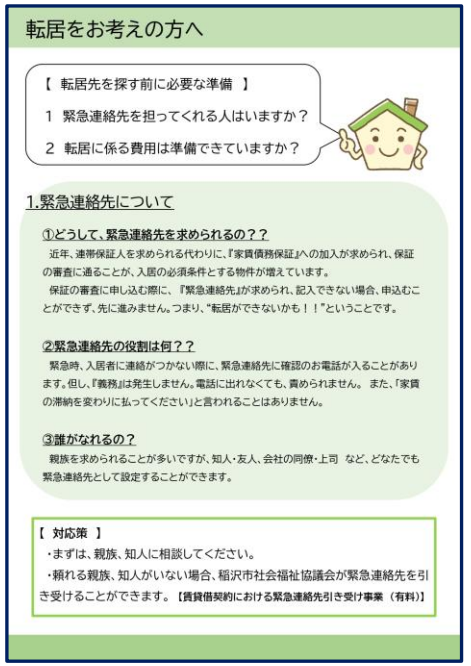
協力不動産店（登録制）の募集

- ◆ 住宅確保要配慮者への物件情報の提供及び対応
- ◆ 入居中の入居者がお困りの際の相談窓口のご案内
- ◆ 勉強会・意見交換会への参画

※協力不動産店 （令和8年5月末時点）
No.1 北島不動産株式会社　　No.2 株式会社ミニミニ稲沢店　No.3 有限会社森部不動産
No.4 丸万土地株式会社　　No.5 株式会社ヤマキ　No.6 株式会社表山コンサルティング　サボテン不動産
No.7 株式会社ブルーボックス　No.8 株式会社スターフィッシュクリエーション
No.10 ひまわりカンパニー株式会社　No.11 株式会社サンキョーイノベーション
No.12 株式会社ニッショー稲沢支店　　No.14 エヌバイテクノロジーズ株式会社　※No.9、13 店舗移転のため登録解除

緊急連絡先の提供

- ◆ 賃貸借契約時に必要な緊急連絡先を社協が担う
- ◆ 利用料 6,000円/年
- ◆ 65歳以上の単身高齢者は見守りシステム『テラシテR』の利用を原則必須とする（有料）


転居をお考えの方へ

【 転居先を探す前に必要な準備 】
1 緊急連絡先を担ってくれる人はいますか？
2 転居に係る費用は準備できていますか？

1.緊急連絡先について

①どうして、緊急連絡先を求められるの？？
近年、連帯保証人を求められる代わりに、『家賃債務保証』への加入が求められ、保証の審査に通ることが、入居の必須条件とする物件が増えています。
保証の審査に申し込む際に、『緊急連絡先』が求められ、記入できない場合、申込むことができず、先に進みません。つまり、"転居ができないかも！！"ということです。

②緊急連絡先の役割は何？？
緊急時、入居者に連絡がつかない際に、緊急連絡先に確認のお電話が入ることがあります。但し、『義務』は発生しません。電話に出れなくても、責められません。また、「家賃の滞納を変わりに払ってください」と言われることはありません。

③誰がなれるの？
親族を求められることが多いですが、知人・友人、会社の同僚・上司　など、どなたでも緊急連絡先として設定することができます。

【 対応策 】
・まずは、親族、知人に相談してください。
・頼れる親族、知人がいない場合、稲沢市社会福祉協議会が緊急連絡先を引き受けることができます。【賃貸借契約における緊急連絡先引き受け事業（有料）】


部屋探し 情報共有シート

居住支援法人 稲沢市社会福祉協議会

基本情報

年齢	歳	性別	□ 男 □ 女 □ その他
職業		収入（月額）	
世帯構成	□ 単身世帯 □	人世帯（家族構成 ）	
本人及び世帯状況	□ 高齢者（65歳以上） □ 要介護認定（ ） □ 障がい者手帳所持（ □ 身体 級 □ 療育 □ 精神 級） □ 子ども（18歳未満）（ 人） □ ひとり親世帯 □ 外国籍 （国籍: ） □ 生活保護受給（低額所得者） □ その他配慮が必要（ ）		
緊急連絡先	□ あり（ 関係:	市在住） □ 稲沢市社協が担う	
連帯保証人	□ あり（ 関係: ） □ 確保が困難		※家賃等の連帯保証人

希望条件

地域	□ 稲沢市 （ ）地区（字、小学校区等） □ （ ） 駅から徒歩（ ）分以内 □ 市外でもよい	備考
賃料	・月額上限 （ ）円まで □ 共益費等込み ・初期費用支払い可能額 （ ）円まで ※家賃3～5倍が相場	
その他希望	□ 1階 □ 2階以上 □ エレベーターあり □ ペット（ ） □ バス・トイレ別 □ 喫煙可 □ 駐車場 台分 □ 駐輪場 □ その他（ ）	
間取り	入居希望時期	
転居理由	□ 家賃が高いため □ 身体状況の変化 □ 賃貸契約解除（ 月 日） □ 住替え（持家⇒賃貸） □ 立退き・取り壊し（ 月 日 ） □ その他（ ）	

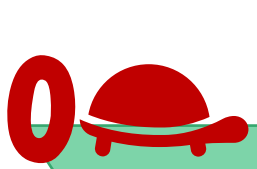
支援機関・サービス利用状況

その他（本人の主訴・状況など）

令和 年 月 日　社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会
福祉総合相談窓口 0587-32-1484

※個人情報の取り扱いについて、本人同意を得ていますが、本人を特定できる情報については、ご本人が不動産業者様との面談、内覧を希望された際に、提供させていただきます。

居住支援のあゆみ



平成29年度
～令和2年度

準備期

まずは知ることから・・・



令和3年度

模索期

重層と合わせて、
課題整理と出来ることから



令和4年度

実践期

一旦、やってみる・・・



令和5年度

発展期

ステップアップ目指して・・・



令和6年度

基盤固め期

実績を積み重ねて・・・



令和7年度

充電期

情報収集・・・

令和8年度

Now！

0 準備期(H29～R2)
居住支援との出会い？！



「住まいの相談」に対応できずモヤモヤ・・・

どこに相談したらいいの？

ってか、居住って何！？

【強化目標】

・居住支援について情報収集

0 準備期(H29)

生活困窮に寄せられる相談のうち、
約25%が「住まい」に関係する相談でした。

住まいに関する相談が意外と多い、だけど、対応策がない

生活困窮の相談窓口に寄せられる相談内容の一例



家賃が払えなくて、滞納している

会社の寮に入っていたけど、解雇となり寮を出ないといけない



退職して、収入が年金だけになったため、安いｱﾊﾟｰﾄに引っ越したい

手すりやスロープを設置したいけど、何か補助はあるか？

考えられる支援策

・家計改善支援
・就労支援
・制度の紹介
・生活保護相談につなぐ
・公営住宅の案内

他は・・・・？？



不動産会社との連携はこの時点ではゼロ。
「不動産会社へ直接ご相談を」と簡単に言ってしまっていました。

0 準備期(H29～R2)

○ H30

家探し　支援	検索

『居住支援』という言葉を知る

周りの感覚としては、「住宅部局がやること」

○ R1

研修・勉強会への参加

ｴﾋﾟｿｰﾄﾞ①　中部地方整備局・東海北陸厚生局主催の勉強会でのできごと(R1年6月)
行政向けの勉強会に参加を希望した際・・・
⇒**『社協さんが参加して何か得られることはありますか？』**

ｴﾋﾟｿｰﾄﾞ②　研修講師との出会い(R1年6月、9月)
研修終了後に講師と名刺交換⇒他の研修でも顔見知りに
⇒県の担当課に繋いでいただく⇒中部地方整備局から連絡

○ R2

停滞期　突入

「居住支援は住宅部局がやること」 ←相変わらず・・・

「特定の不動産会社とやりとりするのは不公平じゃないか」



周りの声



模索期(R3)
やっと動き出す居住支援！



重層的支援体制整備事業 （移行準備事業）

「福祉の拠点」で**ワンストップ相談**を掲げるなら、

住まいの相談も対応できるように！！

【強化目標】

・居住支援の理解促進 「住まいの相談」を**知る**

・不動産会社との連携

模索期(R3)　令和3年度のとりくみ

○ 4月

福祉の拠点の整備

重層的支援体制整備事業　移行準備事業実施

○ 8月

厚生労働省『令和3年度　高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト』活用

稲沢市居住支援勉強会の開催（全2回）

先進地視察　情報収集（1市6団体）

○ 2月

稲沢市居住支援意見交換会(第1回)の開催

○ 3月

居住支援法人の指定を受ける

取り組み内容

体制整備に向けて

- ✓ 重層と参加支援と居住支援
- ✓ アンケート実施
- ✓ 勉強会開催

不動産連携に向けて

- ✓ 素案作成
- ✓ 不動産会社を回り、協力依頼
- ✓ 意見交換会の開催（初）
- ✓ 協力不動産店との連携の仕組み

⇒市内不動産会社3社　実証実験

社協事業として

- ✓ 先進地への視察・情報収集
- ✓ 居住支援法人　登録に向けて

模索期(R3)　福祉分野へのはたらきかけ

各分野の会議で「居住支援」の周知と、アンケート調査を実施

〇目的：**居住支援について考えるきっかけづくり**　※数値的な結果は重要視せず

〇対象機関：地域包括支援センター(6事業所)、相談支援事業所(11事業所)、
社協(4部署：生活困窮、基幹型包括支援センター、基幹相談支援センター、成年後見センター)



〇アンケート結果

あえて、「住まいに関する相談」を定義しないで、アンケートを実施したら・・・

①住まいに関する相談の頻度(一部抜粋)

	回収率	なし	年1回程度	年数回	月1程度	よくある
包括	6/6(100%)	0(0.0%)	1(16.7%)	3(50.0%)	2(33.3%)	0(0.0%)
相談支援事業所	8/11(72.7%)	3(37.5%)	2(25.0%)	2(25.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
社協	4/4(100%)	0(0.0%)	1(25.0%)	2(50.0%)	1(25.0%)	0(0.0%)

模索期(R3)　はじめての居住支援勉強会の開催



勉強会(住宅分野)
- ◆ 開催日　令和3年9月28日
- ◆ 場所　稲沢市役所東庁舎　会議室7･8
- ◆ 参加者　26名

(愛知県宅建協会西尾張支部女性部会10名、市役所5名、社協11名)
- ◆ 内容　「新たな住宅セーフティネット制度とは」
 株式会社あんど　西澤　希和子　氏
 「居住支援法人の活動内容」
 居住支援法人れんこん村　吉川　三津子　氏



勉強会(福祉分野)
- ◆ 開催日　令和3年11月24日
- ◆ 場所　稲沢市役所東庁舎　会議室10･11･12
- ◆ 参加者　32名　(地域包括12名、市役所10名、社協10名)
- ◆ 内容「高齢者住まい･生活支援伴走支援プロジェクトについて」
 厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係長　佐藤　幸　氏
 「住宅セーフティネット制度と社会福祉を紐づける」
 日本大学文理学部社会福祉学科教授　白川　泰之　氏
 住宅の確保が困難な者に対する支援の在り方について」
 医療法人静光園白川病院　竹下　和樹　氏

模索期(R3)　不動産会社との連携　≪素案を作成≫

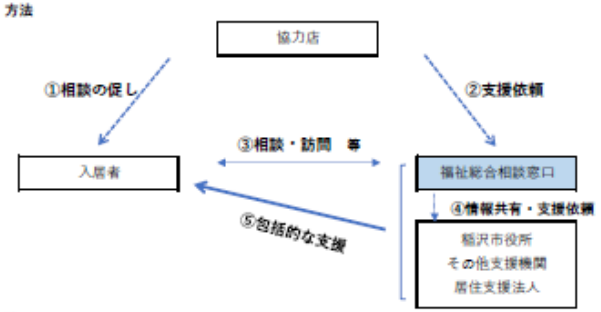
福祉総合相談窓口と不動産業者の連携の仕組み

1　住み慣れた住居で安定した生活を続けるための支援

1　目的

・家賃滞納による強制退去を未然に防ぐ
・入居者に対し、必要とする制度・機関に繋ぐ
　対象例：認知症の疑い等、見守りが必要な世帯や入居に不安を感じる世帯

2　方法



3　流れ

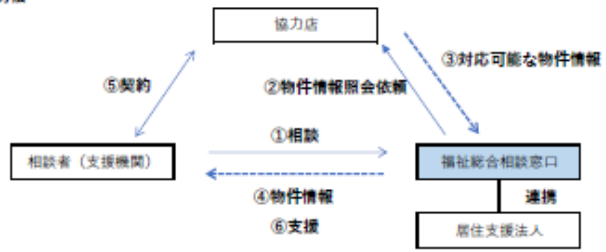
①	相談の促し	・家賃滞納者に対し、不動産業者（大家）から福祉総合相談窓口への相談を促してください ※リーフレットを投函する等
②	支援依頼	・不動産業者（大家）から直接、福祉総合相談窓口へ入居者をお繋ぎください（①に応じない場合）
③	相談・訪問 （インテーク・アセスメント）	・入居者または不動産業者（大家）からの相談に応じます　※移動が困難な場合、訪問いたします ・生活困窮者自立支援事業の支援申し込み必須
④	情報共有・支援依頼	・関係機関と情報共有をし、支援方針を検討します
⑤	包括的な支援実施	・関係機関と連携しながら包括的な支援をいたします

2　家探しが必要な世帯に対する入居支援

1　目的

物件情報を自身で探すことが難しい相談者に対し、情報提供を行う

2　方法



3　流れ

①	相談を受付ける （福祉総合相談窓口）	・**生活困窮者自立支援事業の支援申し込み必須** ・他機関からの依頼の場合（参加支援利用申し込み） 他機関が本人同意を得てくる必要があります
	聞き取り実施（アセスメント） **情報共有シートの作成**	・聞き取り時に事業の利用が有効か精査する ・他事業（身元保証・貸付等）の利用が必要な場合は直ちに繋ぐ（居住支援法人との連携）
②	不動産業者へ依頼する メールにて送信	・協力店に依頼をする ※物件情報が得られない可能性もあります
③	対応可能な物件情報を返信	・物件情報をメールまたはFAXでご提供ください
④	本人に情報提供する	・必要に応じて、不動産業者へ同行支援をいたします
⑤	契約	※契約行為に福祉総合相談窓口は関与いたしません ※必要に応じて、居住支援法人が仲介いたします
⑥	入居後の支援	・関係機関が継続的に支援を実施いたします

部屋探し　情報共有シート

賃貸物件を探している方から相談を受けました。
以下の希望条件について対応可能な物件情報の照会をお願いいたします。

令和　　年　　月　　日　　社会福祉法人　稲沢市社会福祉協議会
福祉総合相談窓口　加藤　北上　0587-32-1484

本人情報

年齢	歳	性別	□ 男　□ 女　□ その他
職業		収入（月額）	
世帯構成	□ 単身世帯　□ （　　）人世帯		
本人及び世帯状況	□ 高齢者（６５歳以上）　□ 要介護認定　（　　） □ 障がい者手帳所持（□ 身体　級　□ 療育　□ 精神　級） □ 子ども（１８歳未満）　　人　□ ひとり親世帯 □ 外国籍　（国籍：　　） □ その他配慮が必要（　　）		
緊急連絡先	□ あり（□ 市内在住　□ 市外在住　）　□ 確保が困難		
連帯保証人	□ あり　□ 確保が困難　※家賃等の連帯保証人		

希望条件

地域	□ 稲沢市　（　　）地区（字、小学校区等） □ （　　）駅から徒歩　（　　）分以内 □ こだわり無し　□ 市外でもよい		
賃料	・月額上限　（　　）円まで　※共益費等込み ・初期費用支払い可能額　（　　）円まで　※家賃3~5倍が相場		
階数	階	間取り	
その他希望	・入居予定日　　月　　日　迄に　□ 駐車場　　台分		

その他

転居理由	□ 家賃が高いため　□ 身体状況の変化　□ 賃貸契約解除（　　月　　日） □ 住替え（持家⇒賃貸）　□ 立退き・取り壊し（　　月　　日） □ その他（　　）

※個人情報の取り扱いについて、本人同意を得ていますが、本人を特定できる情報については、ご本人が不動産業者様との面談、内覧を希望された際に、提供させていただきます。

模索期(R3)　不動産会社との連携

1　住み慣れた住居で安定した生活を続けるための支援(入居中支援)



生活困窮の支援の課題

既に退去命令が出てしまっている方への支援策がない

↓

未然に防ぐことはできないか？

↓

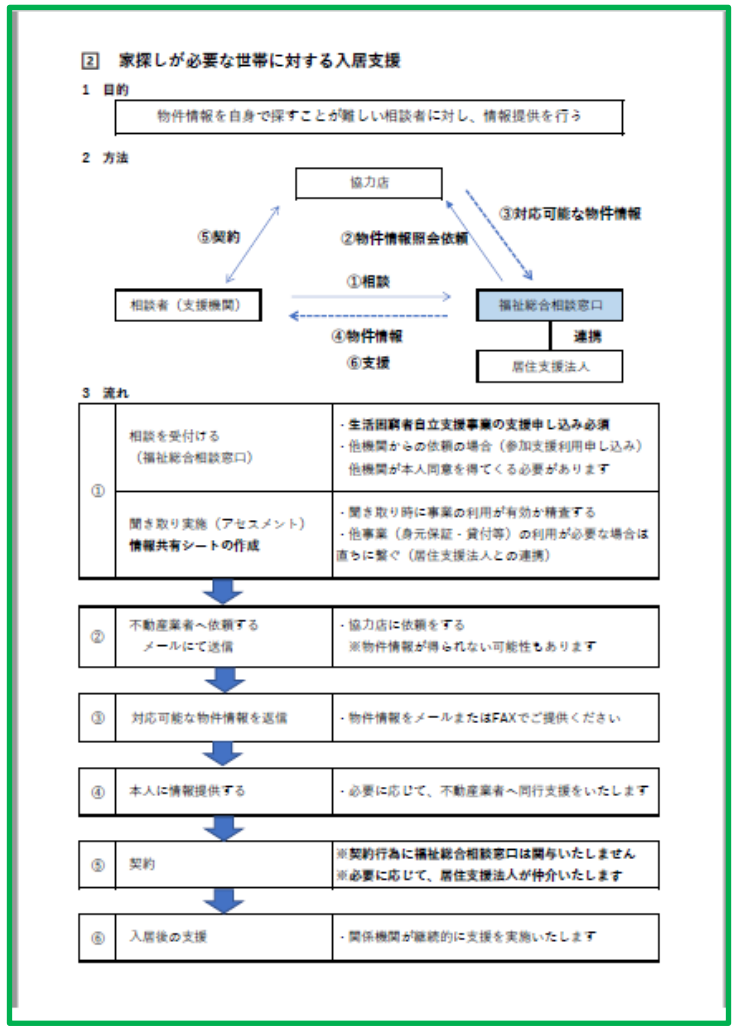
当初は、**入居中の支援**を

強化目標の**上位**として、

相談窓口の周知を行いました。

模索期(R3)　不動産会社との連携

2　家探しが必要な世帯に対する入居支援



2　家探しが必要な世帯に対する入居支援

1　目的

物件情報を自身で探すことが難しい相談者に対し、情報提供を行う

2　方法

3　流れ

①	相談を受付ける （福祉総合相談窓口）	・生活困窮者自立支援事業の支援申し込み必須 ・他機関からの依頼の場合（参加支援利用申し込み） 他機関が本人同意を得てくる必要があります
	聞き取り実施（アセスメント） **情報共有シートの作成**	・聞き取り時に事業の利用が有効か精査する ・他事業（身元保証・貸付等）の利用が必要な場合は直ちに繋ぐ（居住支援法人との連携）
②	不動産業者へ依頼する メールにて送信	・協力店に依頼をする ※物件情報が得られない可能性もあります
③	対応可能な物件情報を返信	・物件情報をメールまたはFAXでご提供ください
④	本人に情報提供する	・必要に応じて、不動産業者へ同行支援をいたします
⑤	契約	※契約行為に福祉総合相談窓口は関与いたしません ※必要に応じて、居住支援法人が仲介いたします
⑥	入居後の支援	・関係機関が継続的に支援を実施いたします



部屋探し　情報共有シート

賃貸物件を探している方から相談を受けました。
以下の希望条件について対応可能な物件情報の照会をお願いいたします。

令和　　年　　月　　日　　社会福祉法人　稲沢市社会福祉協議会
福祉総合相談窓口　加藤　北上　0587-32-1484

本人情報

年齢	歳	性別	□ 男 □ 女 □ その他
職業		収入（月額）	
世帯構成	□ 単身世帯　□ （　　）人世帯		
本人及び世帯状況	□ 高齢者（６５歳以上）　□ 要介護認定　（　　） □ 障がい者手帳所持（ □ 身体　級 □ 療育　□ 精神　級） □ 子ども（１８歳未満）　人 □ ひとり親世帯 □ 外国籍　（国籍：　　） □ その他配慮が必要（　　）		
緊急連絡先	□ あり（ □ 市内在住　□ 市外在住 ）　□ 確保が困難		
連帯保証人	□ あり　□ 確保が困難　※家賃等の連帯保証人		

希望条件

地域	□ 稲沢市　（　　）地区（学、小学校区等） □ （　　）駅から徒歩　（　　）分以内 □ こだわり無し　□ 市外でもよい
資料	・月額上限　（　　）円まで　※共益費等込み ・初期費用支払い可能額　（　　）円まで　※家賃3～5倍が相場
階数	階　間取り
その他希望	・入居予定日　　月　　日 迄に　□ 駐車場　　台分

その他

転居理由	□ 家賃が高いため　□ 身体状況の変化　□ 賃貸契約解除（　　月　　日） □ 住替え（持家⇒賃貸）　□ 立退き・取り壊し（　　月　　日） □ その他（　　）

※個人情報の取り扱いについて、本人同意を得ていますが、本人を特定できる情報については、ご本人が不動産業者様との面談、内覧を希望された際に、提供させていただきます。

ひとまず、

稲沢市内の不動産会社3社と「実証実験」として、実施をすることにしました。

選定方法は・・・

宅建協会の理事を務めていらっしゃる不動産会社様をはじめ、「やりましょう！！」と言ってくださった3社です。

模索期(R3)　意見交換会

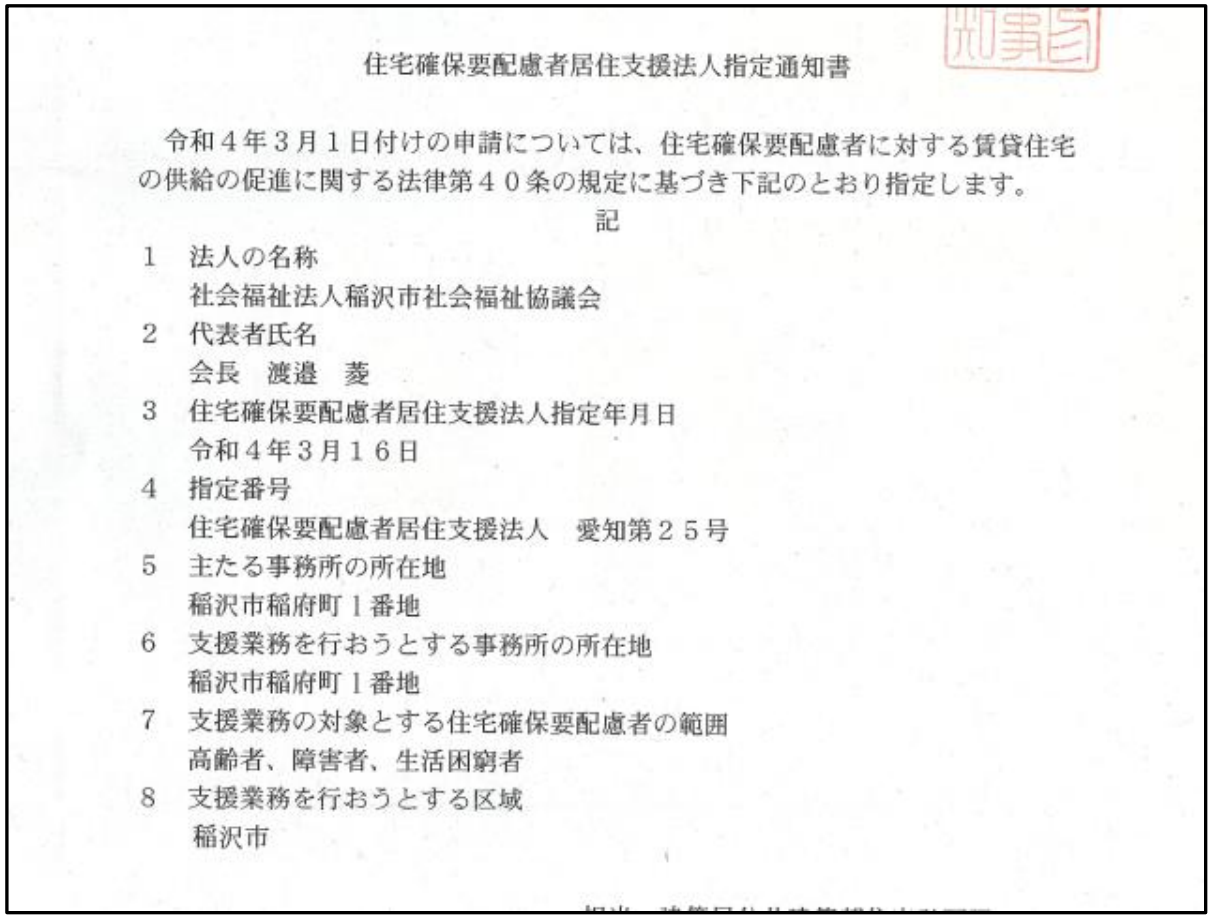
『社協の取組についてご助言ください！！』

はじめての居住支援意見交換会の開催　参加者は社協と不動産会社のみ

目　的	「福祉総合相談窓口と不動産業者との連携の仕組み①②」の振返り
開催日	令和4年2月15日(現地とオンラインの同時開催)
参加者	協力不動産店　5名　(北島不動産㈱、(有)森部不動産、㈱ﾌﾞﾙｰﾎﾞｯｸｽ)
	社協職員　5名(基幹型地域包括、生活困窮担当、多機関協働担当)
	ファシリテーター　(公社)愛知共同住宅協会　杉本　みさ紀　氏
	伴走支援事務局　高齢者住宅財団、厚生労働省、国土交通省中部地方整備局
効　果	・課題の共有
	・緊急連絡先の役割について検討
	・意見交換会の必要性　⇒今後も定期的に開催することで合意

模索期(R3)　居住支援法人の登録申請

居住支援法人として指定を受ける(令和4年3月16日)



住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

令和４年３月１日付けの申請については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第４０条の規定に基づき下記のとおり指定します。

記

1　法人の名称
　社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会
2　代表者氏名
　会長　渡邉　菱
3　住宅確保要配慮者居住支援法人指定年月日
　令和４年３月１６日
4　指定番号
　住宅確保要配慮者居住支援法人　愛知第２５号
5　主たる事務所の所在地
　稲沢市稲府町１番地
6　支援業務を行おうとする事務所の所在地
　稲沢市稲府町１番地
7　支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲
　高齢者、障害者、生活困窮者
8　支援業務を行おうとする区域
　稲沢市



どうして、申請したの？？

・相談窓口を明確にするため

・周知のしやすさ

・周囲にやる気を示すため



実践期（R4）
実績を増やす1年に！！



ここはさらっと
流します

重層的支援体制整備事業（本格実施）

包括的な相談支援体制 「稲沢市enモデル」

【強化目標】

・住まい探しの対応ケースを積む（実績は後半で）

・福祉分野と住宅分野の交流（勉強会・意見交換会）

実践期(R4) 勉強会＆意見交換会

目的は、事例検討じゃなくて
他分野との交流の場！！

令和4年度　第1回
稲沢市居住支援意見交換会

【日　時】　令和4年8月18日(木)　14:00~16:00
【場　所】　稲沢市役所東庁舎内　会議室7･8
【参加対象】※市内事業所に限る
地域包括支援センター、相談支援事業所、
不動産会社、社会福祉協議会、市役所
【主　催】　居住支援法人　稲沢市社会福祉協議会

内容
『身寄りのない方の居住支援
～居住支援とは何か、自分たちのできることは何かを考える～』
◆ワークショップ【グループに分かれて事例検討を行います】
講師　公益社団法人愛知共同住宅協会　理事　杉本　みさ紀　氏
オブザーバー　国土交通省中部地方整備局

【参加申込み方法】　申込期日:7月29日(金)17時まで
該当する先へ、FAXまたはメールにて【団体名】【所属】【参加者名】をお知らせください。

○ 地域包括支援センター職員	基幹型地域包括支援センター	TEL:0587-22-6077
○ 相談支援事業所職員	基幹相談支援センター	TEL:0587-23-2162
○ その他の方	福祉総合相談窓口	TEL:0587-32-1484
○ 稲沢市社会福祉協議会		代表FAX:0587-33-4666

【問合せ先】
稲沢市社会福祉協議会　福祉総合相談窓口　TEL 0587-32-1484
居住支援担当　北上･加藤　FAX 0587-33-4666

※本セミナーは、国土交通省「令和4年度共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」の補助を受けて開催します。





【参加者の声】
・詳細は分からないが「引き出し」ができた気がした。
・自分たちの取組みについて参加者に伝えることができた。
・誰かに負担がいってしまうようなシステムしかないため、公的な制度を整えるのは大変だと思った。
・不動産業者、大家側からの意見を聞くことができ視点が広がった。
・顔の見える関係ができたので、今後連携がしやすくなった。ネットーワクづくりが大切だと感じた。
・一言で福祉といっても高齢者担当、障害者担当それぞれのつながりが必要だと思った。



発展期(R5)
できることを増やしたい！



再度、厚労省の伴走支援事業を活用

実践期に見えてきた課題から・・・

【強化目標】

・協力不動産店の募集　入居支援の強化

・緊急連絡先の受託に向けた検討(意見交換会)

・居住支援の基礎理解(行政向け・社協向け　それぞれ)

発展期(R5)　取り組み内容　※伴走支援事業活用

実施日	会議名（視察）	内容・参加者
5/16	赤磐市社協　意見交換（ZOOM）	企業・法人連携、居住支援について
5/24	半田市社協　視察	市営住宅の活用について
6/8	赤磐市・菊川市社協　意見交換（ZOOM）	企業・法人連携、居住支援について
8/22	居住支援意見交換会（第1回）	不動産会社・家賃債務保証会社・社協
9/27	**伊賀市社協　意見交換（ZOOM）**	居住支援推進の課題共有、緊急連絡先について アドバイザー：愛知共同住宅協会　杉本先生
10/20	居住支援勉強会（行政向け）	福祉課、高齢介護課、子育て支援課、健康推進課
11/17	社協座談会（山口県主催）	先進地（本別町社協、福岡市社協）、安来市社協、長門市社協、稲沢市社協
11/20	居住支援勉強会（社協内部）	居住支援の基礎理解、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ
12/7	愛知県居住支援協議会法人部会	講習・意見交換会
12～1月	市営・県営・URとの連携	早期発見・早期介入を目指した周知活動
2/5	居住支援意見交換会（第2回）	ｹｰｽの振り返り、協力不動産店、行政、社協

発展期(R5)　協力不動産店の登録制　R5年6月から募集開始

目指すは、Win-Win-Win

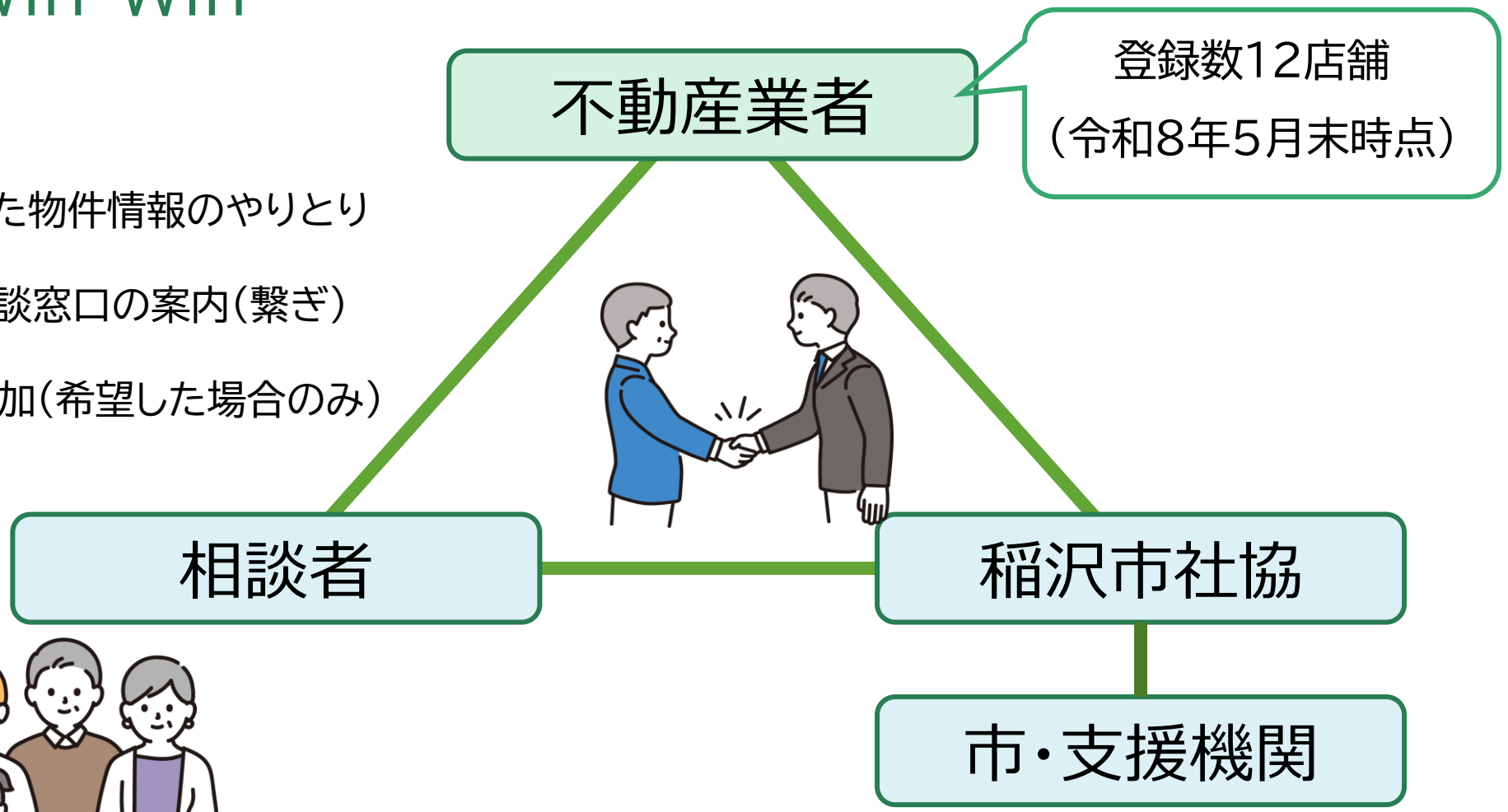
協力いただく内容

1　情報共有シートを活用した物件情報のやりとり

2　困っている入居者へ、相談窓口の案内(繋ぎ)

3　勉強会・意見交換会の参加(希望した場合のみ)





発展期(R5)　情報共有シートの活用

R　-　　様　　居住支援法人 稲沢市社会福祉協議会

部屋探し 情報共有シート

基本情報

年齢	歳	性別	□ 男 □ 女 □ その他
職業		収入(月額)	
世帯構成	□ 単身世帯 □ 人世帯(家族構成)		
本人及び世帯状況	□ 高齢者(65歳以上) □ 要介護認定 () □ 障がい者手帳所持(□ 身体 級 □ 療育 □ 精神 級) □ 子ども(18歳未満) (人) □ ひとり親世帯 □ 外国籍 (国籍:) □ 生活保護受給(低額所得者) □ その他配慮が必要()		
緊急連絡先	□ あり(関係: 市在住) □ 稲沢市社協が担う		
連帯保証人	□ あり(関係:) □ 確保が困難 ※家賃等の連帯保証人		

希望条件

地域	□ 稲沢市 ()地区(字、小学校区等) □ () 駅から徒歩 () 分以内 □ 市外でもよい	備考
賃料	・月額上限 () 円まで □ 共益費等込み ・初期費用支払い可能額 () 円まで ※家賃3～5倍が相場	
その他希望	□ 1階 □ 2階以上 □ ｴﾚﾍﾞｰﾀｰあり □ ﾍﾟｯﾄ() □ バス・トイレ別 □ 喫煙可 □ 駐車場 台分 □ 駐輪場 □ その他()	
間取り	入居希望時期	
転居理由	□ 家賃が高いため □ 身体状況の変化 □ 賃貸契約解除(月 日) □ 住替え(持家⇒賃貸) □ 立退き・取り壊し(月 日) □ その他()	

支援機関・サービス利用状況

その他 (本人の主訴・状況など)

※個人情報の同意はいただいていますが、この時点では相談者様が特定できる情報は共有しません。

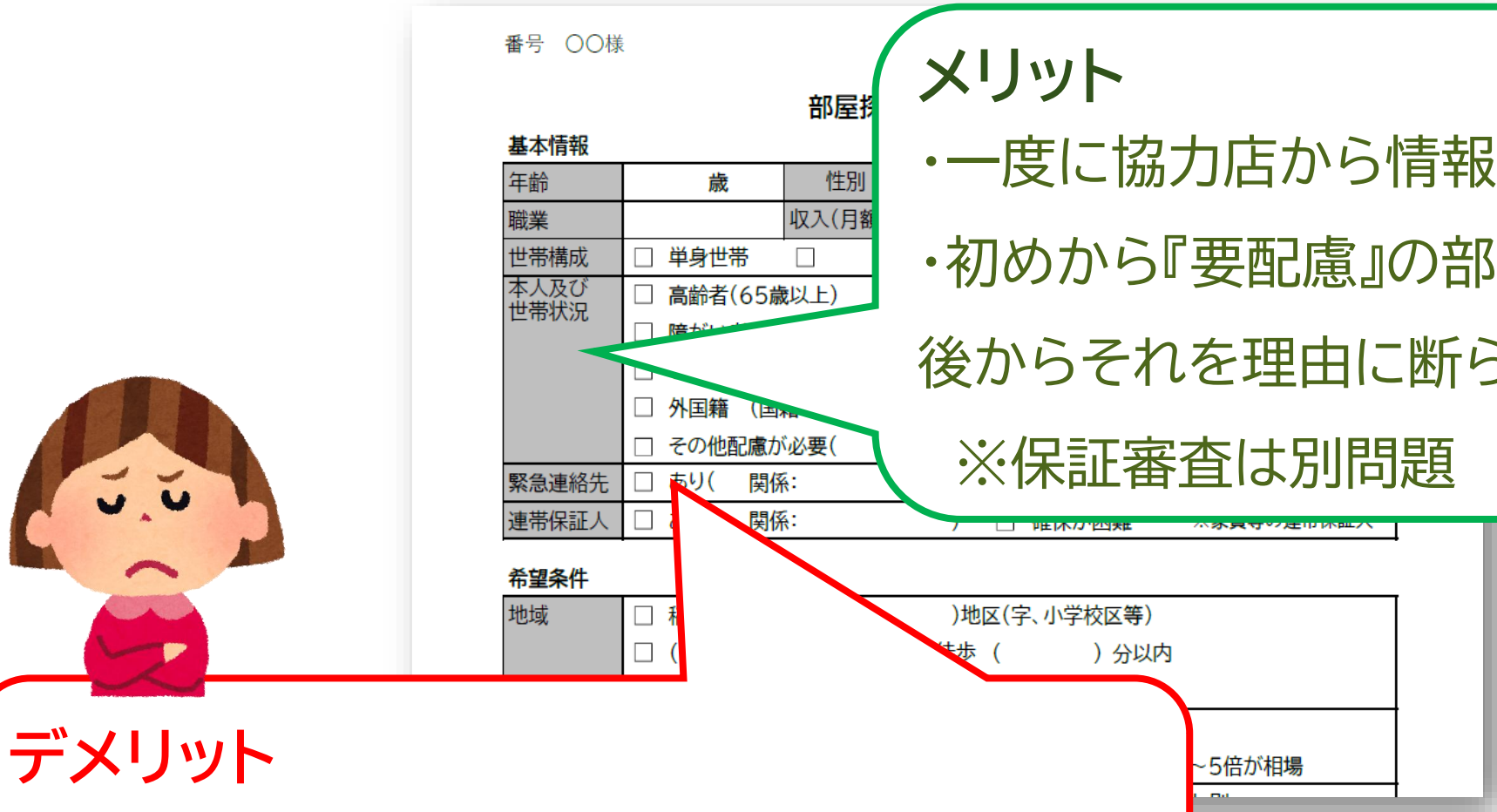
居住支援法人　ﾘｰﾌﾚｯﾄ(裏面)
社協HPでご覧いただけます





- 協力不動産店に情報共有シートを通して、物件情報の提供依頼をしています。
- 高齢者、障がい者、ひとり親、など
 ご本人・ご家族の状況を記載しています。
- 支援機関が関わっている場合、『支援機関・サービス利用状況』の欄に記載をします。

発展期(R5)　情報共有シートの活用の良し悪し


番号　〇〇様

部屋探

基本情報

年齢	歳	性別
職業		収入(月額
世帯構成	□ 単身世帯　□	
本人及び世帯状況	□ 高齢者(65歳以上) □ 障が □ □ 外国籍　(国籍 □ その他配慮が必要(	
緊急連絡先	□ あり(　関係:	
連帯保証人	□ 　関係:	□ 誰保が困難　※家賃等の連帯保証人

希望条件

地域	□ 和 □ (

)地区(字、小学校区等)
歩　(　　) 分以内

～5倍が相場



メリット

・一度に協力店から情報収集可能

・初めから『要配慮』の部分を明かしているため、後からそれを理由に断られることがない

※保証審査は別問題

デメリット

・『要配慮』を明かすことで、情報が全く集まらない(拒否を示されてしまう)ことがある

発展期(R5)　意見交換会（緊急連絡先引き受けの検討）

保証会社を交えた居住支援意見交換会の開催

目　的　**①家賃滞納の早期発見に努める　②緊急連絡先の確保に向けた検討**

開催日　令和5年8月22日

参加者　協力不動産店(北島不動産、森部不動産、ブルーボックス稲沢支店、ミニミニ稲沢店)

保証会社(ナップ賃貸保証、日本セーフティ、CIZあいたく保証)　※当日不参加ｱﾝｹｰﾄのみ(casa)

建築課、稲沢市社協(生活困窮、基幹型、基幹相談、成年後見、SC)

(OBS:中部地整、愛知県、名古屋市、住まいｻﾎﾟｰﾄなごや、くらしケア、日本総合研究所)

内　容　①『稲沢市社会福祉協議会の取組』　稲沢市社協　居住支援担当　北上

②『居住支援法人と家賃債務保証会社の取組報告』ﾅｯﾌﾟ賃貸保証株式会社　常務取締役　田邊　裕典　氏

③ 意見交換会　ファシリテーター:公益社団法人愛知共同住宅協会　理事　杉本　みさ紀　氏(弁護士)

発展期(R5)　意見交換会（緊急連絡先引き受けの検討）

保証会社を交えた居住支援意見交換会の開催



意見交換のまとめ

①家賃滞納者などに早い段階で、社協を案内していただくことはでききるか？

⇒個人情報の問題から、入居者の情報を提供することはできないが、相談窓口を案内することは可能。（保証会社）

保証会社を通していると、滞納状況を把握できず、退去通知が出る頃に初めて知ることが多い（大家、管理会社）

②緊急連絡先に何を求める？

⇒　定期的な見守り連絡、早期介入と情報連携

保証会社も会社が空いている時間しか連絡はしないため、時間外に連絡することはない。（保証会社）

緊急時は、大家から連絡をすることがあると思うが、社協の対応は？（大家、管理会社）

⇒本当に緊急性があるものは、119，110へ連絡していただきたい　必要に応じて市へ連絡が入り対応となる。

③緊急連絡先に社協がなることについてどう思うか？法人名でもいいか？

⇒親族が緊急連絡先でも拒否されることがあるため、普段から関わっている機関が担うのはいいと思う。

定期的に関わる支援機関であれば、団体名（法人名）で問題ない。検討したいと思う。ただし、現状は団体名のみ。

※ナップ、CASAは団体名可

発展期(R5)　緊急連絡先引き受け（支援内容）

目的
　緊急連絡先がないことが理由で、賃貸借契約が進まない方に対して、スムーズに住居が確保できるように、緊急連絡先を提供する

対象者（稲沢市内の転居に限る）
□ 稲沢市内への転居で、緊急連絡先を確保することが困難な住宅確保要配慮者。
□ 本会が実施する定期的(月1回以上)な状況確認に応じることができる者。

支援内容(入居中支援)
①入居者の状況把握　定期的な見守り支援(月1回　電話連絡又は訪問実施)
②関係機関との情報共有
③入居者の状況変化への対応　速やかに支援介入、適切な支援機関に繋ぐ

【連絡が入った際の対応】（原則、開設時間 9:00～17:00に限る）
①本人・支援機関へ連絡
②連絡がとれた場合
・本人から保証会社(大家)への連絡を促す。
・担当者から保証会社・大家へ連絡し状況を共有する。
③安否や所在が確認できない場合
・訪問実施
・関係機関と協議し、対応を検討する。情報収集に努める。
・結果を(連絡がつかない場合も)、保証会社(大家)へ報告する。

R5年から
連絡件数
0件

【時間外の対応】
・急を要する場合、警察・救急などへ通報を最優先とする。

・担当者は、対応可能な時間に改めて連絡をとり必要な対応を図るよう努める。

【注意事項】
・身元保証人、身元引受人ではない。緊急連絡先に死後対応の責務はない。

・病院搬送時の緊急連絡先・保証人にはならない。賃貸借契約(家賃債務保証の審査時)に限る。

・緊急連絡先は、家賃滞納や入居者が負うべき金銭の支払い責務はない。

発展期(R5)　意見交換会（R5年度　2回目）

開催日　令和6年2月5日

参加者　18名

【不動産会社】 北島不動産、ｻﾎﾞﾃﾝ不動産、ﾌﾞﾙｰﾎﾞｯｸｽ、森部不動産

【行政】 福祉課(生活保護担当・重層担当)・建築課

【社協】 基幹相談支援ｾﾝﾀｰ・成年後見センター・福祉総合相談窓口

【伴走支援者】 公益社団法人愛知共同住宅協会　杉本　みさ紀　氏

日本大学文理学部社会福祉学科　諏訪　徹　氏

愛知県住宅計画課、日本総合研究所

内　容　①ケースの振り返り

②課題の表出と協議

③緊急連絡先を社協が担うことについて

④来年度からの活動について

質問・課題・協議内容

・相談者の特性や転居の理由を知りたい ⇒　実績報告にて説明

・精神障がい者の受け入れについて

⇒大家の先入観が強い印象。支援内容を共有できるといい

・判断能力が乏しい方の契約に不安がある

⇒後見制度の利用の流れについて説明

・生活保護における支給内容を知りたい。

死後の費用はでるのか？？

死後に発生する費用を大家が負担することも

⇒　死後に発生する費用は生保では出ない

⇒　何か担保するものがほしい

・社協が緊急連絡先を担うことにした

⇒　保証会社、大家がOKであれば・・・



まとめ

・大家向けの勉強会の開催　⇒　合意を得る　　協力不動産店から周知していただく

・生活保護制度について　⇒　次回までに説明資料を準備　　大家向け勉強会でも説明予定

・意見交換会の定例化　⇒　年3回の実施(勉強会含む)で合意を得る

発展期(R5)　意見交換会の目的の変化

Before

社協の困りごとに対して、

不動産会社の皆様から意見・助言をいただく



Change



不動産会社の皆様が抱える困りごとも

みんなで共有し、協議できるように

発展期(R5)　勉強会の開催(行政向け・社協内部)

行政向け

【参加者】 福祉課・高齢介護課・子育て支援課
健康推進課・建築課



内容

【1】『高齢者の住まい確保と生活支援について』
厚生労働省老健局高齢者支援課　高齢者居住福祉　落合　明美　氏

【2】『重層的支援体制整備事業と居住支援』
日本大学文理学部社会福祉学科　教授　諏訪　徹　氏

【3】『おかざきがやっとる重層支援と居住支援の連携』
岡崎市福祉部ふくし相談課つながり支援係　加藤　壮紀　氏

感想

- 予防が大切ということが印象に残った
- 専門家の講義や、岡崎市の事例を聞くことができとても勉強になった
- 委託先の団体と一緒に聞けたらよかった。
- 日常的に意見交換できる場があるとモチベーションが保ちやすいと思った

社協向け

社協職員:16名

第1部

講義『福岡市社協における居住支援及びその関連事業について
～社協が社会資源開発・仕組みづくりに取り組む意義～』

講師　福岡市社会福祉協議会　事業開発課長
住まい・まちづくりセンター所長　栗田　将行　氏

第2部

意見交換・座談会(グループワーク)

アドバイザー　福岡市社会福祉協議会　栗田　将行　氏

ファシリテーター　日本総合研究所　内田　誠一　氏

【ワーク】 ①講義に対する質問　②各部署で感じている住まいに関する課題
③どのような仕組みがあるといいと思うか　④社協で何ができるか

感想

・社協の新たな可能性(やるべきこと)が見えた。
・同じ社協がどのような事業を展開しているのかとても興味深い内容だった。
・失敗しても当たり前と言われたことは心強かった。
・居住支援の可能性の広がりについて知ることができた。



基盤固め期(R6)
より充実に向けて・・・



居住支援法人3年目

事例経験から、何ができるかを考える

【強化目標】

・IOTによる見守りシステムの利用検討

・身寄りについて考える(勉強会)

事例の紹介　①インテーク・アセスメント

※内容は一部変更しております

【転居理由】

家賃を滞納し、強制退去

相談時、「今月中に出ないといけない」

【概要】

○　高齢者夫婦世帯（夫：80歳　妻：81歳）

○　要介護認定　夫婦共になし

関わっている支援機関なし

○　収入　妻：年金13万円/月

夫：無年金

○　預貯金　なし

○　親族　子どもなし、妻の妹が市外在住

【課題】 ※相談時当初

○　既に退去命令が出ている

○　支援機関がついていない

○　年相応の理解力？　認知症？

○　引っ越し費用がない

○　収入が生活保護基準ギリギリ

【隠れ課題】

地域包括支援センターへの繋ぎ

現住所地の包括は消極的

転居先の包括じゃないか？の声



事例の紹介　②入居前支援

支援内容（住まい確保に向けて）

1　相談受付

2　聴き取り

3　課題の整理

4　現住居の管理会社との調整・仲介

5　新住居の契約同行

6　転居にかかるお手続きの支援

7　引越し手伝い



担当者のモヤモヤ

『退去日まで残り僅か！！』

『契約内容理解できてるのかな・・』

『ひとまず、住まい確保優先！？』

『どこまで、居住支援担当がやるの？？』

『転居費用、妹さんからの援助ありがたい！！！』

『引越し作業、妹夫婦（７０代）と一緒に実施』

事例の紹介　③入居中の支援

支援内容（転居後の安定に向けて）

支援チームの調整と支援方針の検討

・地域包括支援センター：介護保険申請に向けて
・認知症初期集中：病院受診に向けて
・福祉課：生活保護申請について（医療費）
・CSW：地域の見守りネットワークの構築

【支援チームの追加】
・成年後見センター：日常生活自立支援事業
・ケアマネ：介護サービス利用について

・夫婦共に要介護1　・生保支給決定
・デイサービス週1、ヘルパー週1、訪看週1
　金銭管理　2週に1回
・近所の見守りネットワーク構築済み

見守り・支援体制が整ったため、居住支援の担当としては、ここで支援を終了とする。

事例の紹介　④入居後の支援

支援内容（その後・・・・）

見守り・支援体制が整ったため、
居住支援の担当としては終了

居室は、特殊清掃が必要な状況に
推定相続人である妹は、「相続放棄」
社協としては、何もできず・・・・
大家からは不満の声・・・

その後・・・
室内で夫が亡くなっており、妻は熱中症で救急搬送（妹夫婦が発見） 妻が、介護サービスを全て拒否し、ケアマネも支援から離れていたことが分かる。
数か月後・・・妻、浴槽内で亡くなる。（日自担当が発見） おそらく10日経っているのでは・・・

このケース、とっても後味の悪い、
残念な結末となってしまいました。
どうにもならないけど・・・
何かできることはあったのか・・・

基盤固め期(R6)　意見交換会からの展開

令和6年度　居住支援意見交換会(第1回)

開催日　令和6年5月21日(火)
参加者　協力不動産店、行政、社協
内　容　(1)オーナー向け勉強会開催について
(2)前回からの継続テーマ
①生活保護制度について
②障がい者の住まい確保について
③トラブル時の対応について

展開

令和6年9月30日(月)
居住支援勉強会(不動産関係者向け)

【内容】
①稲沢市の居住支援　相談窓口案内
②生活保護と居住支援
③不動産会社の考える居住支援

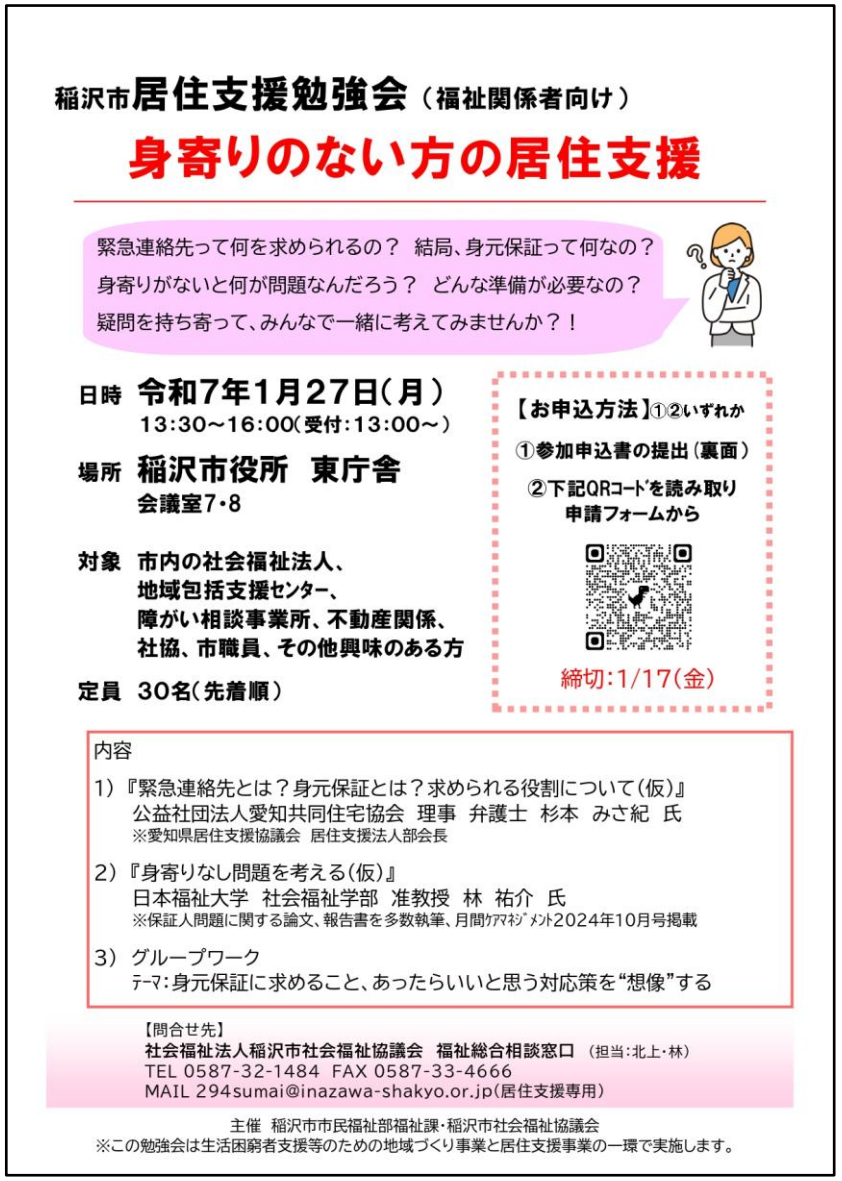
令和6年度　居住支援意見交換会(第2回)

開催日　令和7年2月14日(金)
参加者　協力不動産店、行政、社協
内　容　(1)1年間の振り返り
(2)テラシテRの紹介
説明:中部電力ミライズコネクト
(3)緊急時の住まい確保について
(4)協力不動産店　更新意向確認

展開

ひとまず
社協が緊急連絡先を引き受ける際
65歳以上の世帯に対して、
「テラシテR」の利用を必須とする
中部電力ミライズコネクトと業務提携契約(令和7年4月1日付)
課題:利用料の徴収について

基盤固め期(R6)　～身寄りについて考える(勉強会)～



稲沢市**居住支援勉強会**（福祉関係者向け）

身寄りのない方の居住支援

緊急連絡先って何を求められるの？ 結局、身元保証って何なの？
身寄りがないと何が問題なんだろう？ どんな準備が必要なの？
疑問を持ち寄って、みんなで一緒に考えてみませんか？！

日時 **令和7年1月27日(月)**
13:30～16:00(受付:13:00～)

場所 **稲沢市役所　東庁舎**
会議室7･8

対象 市内の社会福祉法人、
地域包括支援センター、
障がい相談事業所、不動産関係、
社協、市職員、その他興味のある方

定員 30名(先着順)

【お申込方法】①②いずれか
①参加申込書の提出(裏面)
②下記QRｺｰﾄﾞを読み取り
申請フォームから

締切:1/17(金)

内容
1)『緊急連絡先とは？身元保証とは？求められる役割について(仮)』
公益社団法人愛知共同住宅協会　理事　弁護士　杉本　みさ紀　氏
※愛知県居住支援協議会　居住支援法人部会長
2)『身寄りなし問題を考える(仮)』
日本福祉大学　社会福祉学部　准教授　林　祐介　氏
※保証人問題に関する論文、報告書を多数執筆、月間ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ2024年10月号掲載
3) グループワーク
ﾃｰﾏ:身元保証に求めること、あったらいいと思う対応策を“想像”する

【問合せ先】
社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会　福祉総合相談窓口（担当:北上･林）
TEL 0587-32-1484　FAX 0587-33-4666
MAIL 294sumai@inazawa-shakyo.or.jp(居住支援専用)

主催　稲沢市市民福祉部福祉課･稲沢市社会福祉協議会
※この勉強会は生活困窮者支援等のための地域づくり事業と居住支援事業の一環で実施します。

参加者　44名

勉強会の目的

・居住支援で求められる、
「緊急連絡先」「身元保証」 が何かを理解する

・身寄りがないことで生じる課題を考える

・福祉の支援機関として、何ができるかを考える

感想

・居住支援について様々な専門機関の方と話をすることができて良かったです。

・様々な分野の方と意見交換等ができて良かった。勉強会を通して横のつながりを強化できると思う。

・意思決定は一択ではなく、ﾁｰﾑで、ということが学べてよかったです。

・稲沢市が積極的に居住支援に取り組んでいると感じた。

・用語の整理を行うことで頭の中が整理されました。

・現場での困り事や事例や求めることが聞けて勉強になりました。



充電期(R7)
福祉で居住支援が当たり前！？



住宅セーフティネット法の改正(国交省・厚労省共管)

⇒福祉分野における居住支援の強化！！

【強化目標】

・相談窓口の役割整理　　困窮？居住？

・入居拒否が起こる理由を理解する(勉強会)

5充電期(R7)　意見交換会の充実(年2～3回開催)

稲沢市の居住支援**推進**に向けて**協議**。



【構成員】

(1)居住支援法人
稲沢市社会福祉協議会

(2)不動産関係団体
協力不動産店から有志

(3)福祉医療関係団体
自立相談支援機関
基幹相談支援センター
基幹型地域包括支援センター
成年後見センター
生活支援コーディネーター

(4)稲沢市の関係部署
福祉課(生保、障害、地域)
高齢介護課
建築課

(5)その他
士業、家賃債務保証業者
など必要に応じて

充電期(R7)　勉強会の開催～入居拒否はなぜ起こる？～

令和7年度 稲沢市居住支援勉強会

～居住支援ってなんだろう？？～



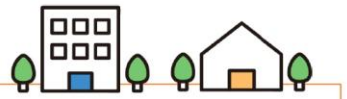
※この勉強会は生活困窮者支援等のための地域づくり事業と居住支援事業の一環で実施します。

『住まい』探しに困ってる方は、実際どんなことに困っているのでしょうか。
「相談ができない」「物件が見つからない」「緊急連絡先が確保できない」「お金がない」・・・。
不動産会社、大家さんは、お客様のどんなことに注目しているのでしょうか。
福祉と住宅、それぞれの想いを共有してみませんか？

開催概要

- 日時　令和８年１月19日（月）
 13:30～16:00（受付13:00～）
- 会場　稲沢市役所　東庁舎　1階　会議室7･8
- 対象　地域包括支援センター、障害相談支援事業所、病院
 不動産関係者、社協、市職員、その他興味のある方
- 定員　30名(先着順)

【お申し込み方法】
参加申込書にご記入の上
FAXまたはメールで
提出ください。
受付開始:12/1(月)～



内 容

【1部】13:30～15:00
1)講演「居住支援をする前に、考えること(仮)」
　社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会　くらし支援課長　寺田　浩和　氏

2)パネルディスカッション『どうして入居拒否がおこるのか？』
　パネラー　有限会社　森部不動産　名田　亜子　氏
　株式会社　ブルーボックス　杉原　勇樹　氏
　株式会社　スターフィッシュクリエーション　岩田　周作　氏

【2部】15:10～16:00
3)グループワーク　事例を聞き、私たちに何ができるのか考える

【問合せ先】
社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会　福祉総合相談窓口（担当:北上･林）
TEL 0587-32-1484　FAX 0587-33-4666
MAIL 294sumai@inazawa-shakyo.or.jp(居住支援専用)

主催　稲沢市市民福祉部福祉課･稲沢市社会福祉協議会



寺田さん！！
ありがとうございました！！



パネリスト
協力不動産店の皆様

ワークシート「不動産会社になってみよう」　グループ名

選択した事例　Aさん　Bさん

不動産会社(大家)として	支援者として
1. この方を受入れますか？	1. この方の入居を実現するためにできること
（ 受け入れる　受け入れない　条件付きで受け入れる ）	
2. 懸念点はなんですか？	2. 不動産会社との連携方法･提案
3. 受け入れるための条件はなんですか？	

充電期(R7)　実績の変化

○入居相談実績(居住支援法人)

	R4年	R5年	R6年	R7年
相談件数	32件	39件	49件	37件
物件照会	23件	27件	31件	29件
成約件数	11件	12件	16件	9件
緊急連絡先の提供	0件	3件	4件	3件

○世帯属性

※重複あり	R4年	R5年	R6年	R7年
高齢者	15件	20件	28件	21件
障害者	9件	11件	14件	10件
ひとり親	1件	4件	3件	1件
外国籍	4件	3件	3件	0件
生活保護受給者	4件	13件	17件	14件
その他(生困)	18件	14件	11件	5件
合計	51件	65件	76件	53件

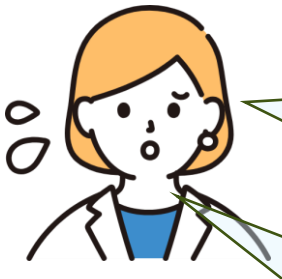
○住まいの相談件数(生活困窮)

	R4年	R5年	R6年	R7年
新規相談件数	435件	376件	382件	369件
住まいに関する相談件数	112件	73件	103件	103件
割合	25.7%	19.4%	26.9%	27.9%

○転居理由

※重複あり	R4年	R5年	R6年	R7年
安価物件へ	3件	9件	12件	9件
身体状況の変化	1件	5件	4件	5件
滞納による退去	9件	4件	6件	6件
離婚・DVなど	6件	5件	6件	3件
立退き(取壊し)	3件	0件	11件	3件
GHから民間へ	0件	3件	0件	0件
退寮	0件	5件	1件	2件
持家⇒賃貸	3件	2件	3件	4件
その他	4件	7件	13件	9件
合計	29件	40件	56件	41件

充電期(R7)　住まいに関する相談窓口の整理



①成約件数以外の方はどうなっているの？

②令和7年度の入居支援の相談件数が
減ってしまったのはなぜ？

①入居相談のその後(令和7年度)※年度末時点

新規：37名、前年度継続12件

解決	支援終了	支援中
23件	15件	11件

解決：支援の有無に関わらず、課題が解消された
ex.転居済み、転居する必要がなくなった　等
支援終了：相談のみ、転居見送り

②相談受付の整理を行ったから。困窮は増加　。※私見

稲沢市の居住支援の相談フロー

初回相談受付 → アセスメント 生活全般 → 転居に向けた聞き取り → 物件情報 収集・提供 → 内覧同行 契約立会い → 入居後

生活困窮担当
支援機関

→ 居住支援担当

居住支援担当　（入居後は状況次第）
支援機関

転居ができる状況なのか、本当に必要かを
しっかりアセスメントしてから、繋いでいただく。
場合によっては、繋ぎ戻すことも。

支援機関がついている場合は、
可能な限り同行をお願いする。

NOW！！

令和8年度
ついに行政が動いた！？



社協主催で実施してきた意見交換会

これがそのまま居住支援協議会に！？？

【強化目標】

・令和8年度中に居住支援協議会の設立(9月予定)

・身寄りのない方の居住支援について

課題と展望

課題：福祉が主で取り組んでいるのに、ソフト面が弱い

例えば･･･

・精神疾患の方に対する入居拒否はなかなか･･･。

・身寄りのない方の受け入れ促進のために、死後対応の仕組みが･･･。

展望：『居住支援協議会』を活かした仕組みづくり

例えば･･･

・協議会という『市』の事業として、居住支援の周知啓発を行う。

・『身寄りのない方の支援』の検討　居住支援の部会とするか？

ご清聴ありがとうございました



稲沢市の居住支援は、できることから一歩ずつ進めているところです。 協力不動産店はじめ、多くのお力添えがあってこそ、推進できています。

いろんな出会いを大切に、これからも進めていけたらと思っています。